

# Japan Tax Update

## 2013 年度税制改正の概要

Issue 86, April 2013



.....  
2013 年度(平成 25 年度)税制改正法案(「所得税法等の一部を改正する法律案」および「地方税法の一部を改正する法律案」以下「2013 年度税制改正法案」)が 2013 年 3 月 29 日に国会で可決成立し、4 月 1 日より施行されました。

本ニュースレターでは、3 月 30 日に公布された施行令等により明らかにされた項目も踏まえて、法人関連の主な改正項目を中心に解説いたします。  
.....

2013 年度の税制改正では、民間投資や雇用を喚起し持続的成長を可能とする成長戦略に基づく、政策税制措置が創設されました。一方で、社会保障の安定財源を確保のために、2012 年 8 月 10 日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(税制抜本改革法)に従い、2012 年度税制改正で先送りとなった、所得税と資産課税について所要の措置が講ぜられています。

法人の政策税制措置としては、国内における設備投資へのインセンティブを広く付与する生産等設備投資促進税制と雇用の一層の確保および個人所得の拡大を図ることを目的とした所得拡大促進税制が創設され、既存の研究開発税制ならびに雇用促進税制の拡充が図られています。

他方で、社会保障・税一体改革の着実な実施策として、所得税の最高税率の見直しや相続税・贈与税の基礎控除や税率構造の見直し、消費税引き上げに伴う対応策が盛り込まれました。

## 1. 法人税関連

### (1) 生産等設備投資促進税制、中小企業等の経営改善設備投資促進税制の創設

民間投資の喚起による成長力強化のため、国内における設備投資へのインセンティブを広く付与する生産等設備投資促進税制が創設され、生産等設備への投資額を一定以上増加させた場合に、新たに取得等をした機械・装置について特別償却・税額控除が認められることとなります。地域経済を支える中小企業を支援し、中小企業の活力の強化を図るため、経営改善のために店舗改修等の設備投資を行う場合に特別償却・税額控除ができる制度が創設されました。

適用法人・年度	制度の適用要件	控除限度額等	
<b>生産等設備投資促進税制</b>  青色申告法人の2013年4月1日から2015年3月31日間に開始する各事業年度(設立事業年度を除く)	適用年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備(注1)を構成する減価償却資産(生産等資産)の、事業年度終了の日の取得価額の合計額が次の①および②の金額を超える場合  ① その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額(注2) ② 前事業年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産等資産の取得価額の合計額の110%相当額	・機械装置の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%の税額控除(その事業年度の法人税額の20%を限度とする)との選択適用 ・中小企業者等については、法人住民税および法人事業税(特別償却のみ)にも適用する	繰越控除不可
<b>中小企業等の経営改善設備投資促進税制</b>  中小企業等に該当する青色申告法人の2013年4月1日から2015年3月31日間に開始する各事業年度(設立事業年度を除く)	経営改善に関する指導および助言(認定経営革新等支援機関等による指導、助言)を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品(注3)および建物附属設備の取得等をして指定事業(卸売業、小売業、サービス業、農林水産業)の用に供した場合	・取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除(その事業年度の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越し可)との選択適用(注4)	繰越控除可

(注1) その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産に限り、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は、該当しない。

(注2) 償却費として損金経理をした金額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。

(注3) 対象となる器具備品は、1台または1基の取得価額が30万円以上のものとし、対象となる建物附属設備は、一の取得価額が60万円以上のものとする。

(注4) 税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る。

### (2) 研究開発税制の拡充

2012年度の税制改正により、恒久的措置に係る研究開発税制の控除限度額および繰越控除限度額の税率が、2012年4月1日以後開始事業年度より従前の30%から20%に引き下げられました。今般の改正により、2013年4月1日より2015年3月31日までの開始事業年度について、30%に引き上げられます。

特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等(大学等および支配関係のある法人以外の者と共同して行う契約または協定に基づく試験研究、試験研究の拠点を有する一定の中小企業者に委託して行う契約または協定に基づく試験研究等を含む)が加えられます。

制度分類		制度の概要	控除限度額	
恒久的措置	試験研究費の総額に係る税額控除制度	青色申告法人の事業年度(解散事業年度を除く、以下同じ)において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認める制度	下記①と②のいずれか少ない金額 ①試験研究費の額×税額控除割合(a) 特別試験研究費の額×(12%-(a)) ②試験研究費と特別試験研究費の合計金額について、その事業年度の法人税額の20%ないし30%(2012年4月1日から2013年3月31日までの間に開始する開始事業年度については20%、2009年4月1日から2012年3月31日までの間に開始する事業年度、2013年4月1日から2015年3月31日までの間に開始する事業年度については30%)	繰越控除可
	特別試験研究に係る税額控除制度	青色申告法人の事業年度において損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認める制度		
	中小企業技術基盤強化税制	中小企業者等である青色申告法人の事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認める制度	下記①と②のいずれか少ない金額の法人税額からの控除(法人住民税にも適用あり) ①試験研究費の額×12% ②その事業年度の法人税額の20%ないし30%(2012年4月1日から2013年3月31日までの間に開始する事業年度については20%、2009年4月1日から2012年3月31日までの間に開始する事業年度、2013年4月1日から2015年3月31日までの間に開始する事業年度については30%)	
時限的措置	試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度	青色申告法人の2008年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合で、増加試験研究費等の要件を満たす場合に、上記の制度とは別枠でその試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認める制度	下記①と②のいずれか少ない金額 ①増加試験研究費の額×5%、または(試験研究費の額-平均売上金額×10%)×超過税額控除割合 ②その事業年度の法人税額の10%相当額	繰越控除不可

(3) 所得拡大促進税制の創設

雇用の一層の確保および個人所得の拡大を図り、消費需要の回復を通じた経済成長を達成するため、労働分配(給与等支給)を増加させた場合、その増加額の一定割合の税額控除を可能とする所得拡大促進税制が創設されました。本制度は雇用促進税制との選択適用になります。

適用法人・年度	制度の適用要件	控除限度額
青色申告法人の2013年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する各事業年度	適用年度に国内雇用者(注1)に対して給与等を支給する場合において、法人の雇用者給与等支給増加額(注2)の基準雇用者給与等支給額(注3)に対する割合が5%以上で、以下の①と②を満たす場合  ① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと ② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと	下記①と②のいずれか少ない金額の法人税額からの控除(中小企業者等については法人住民税にも適用あり)  ①雇用者給与等支給増加額の10% ②その事業年度の法人税額の10%(中小企業者等については20%)

- (注1) 法人の使用人(法人の役員およびその役員の特典関係者を除く。)のうち法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者をいう。
- (注2) 雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額をいい、雇用者給与等支給額は各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。
- (注3) 2013年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度(基準事業年度)の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

## (4) 雇用促進税制の拡充

2011年度税制改正により導入された雇用促進税制について、税額控除額が増加雇用者数1人当たり40万円(改正前20万円)に引き上げられ、適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について、基準雇用者数等の計算における前期末の雇用者から適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除外することとされました。この結果、適用年度中に前期末の雇用者が高年齢雇用者となった場合も、雇用者増加数の算定に影響することはありません。

適用法人・年度	制度の適用要件	控除限度額
雇用促進計画の届出を行った青色申告法人の2011年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する各事業年度	適用年度において、雇用保険一般被保険者である従業員数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上(中小企業者等については、2人以上)増加した場合等の一定の要件を満たす場合	<p>下記①と②のいずれか少ない金額の法人税額からの控除(中小企業者等については法人住民税にも適用あり)</p> <p>① 40万円×増加雇用者数(注)</p> <p>② その事業年度の法人税額の10%(中小企業者等については20%)</p> <p>(注)適用年度末日の雇用者数(高年齢雇用者を除く)から前事業年度末日の雇用者数(高年齢雇用者および適用年度中に高年齢雇用者となった者を除く)</p>

## (5) 中小企業税制

中小企業等の投資促進税制の創設、研究開発税制の拡充の他、交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額を800万円(現行600万円)に引き上げ、10%の損金不算入制度を廃止して、定額控除限度額までの全額(800万円)の損金算入を認める措置が講ぜられます。

上記の改正は、2013年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する各事業年度・連結事業年度の所得について適用されます。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の廃止に伴い、中小企業者に該当する青色申告法人について、2013年4月1日から2016年3月31日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合で、かつ、2以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合の組合財産となる場合には、その中小企業者が債務処理に関する計画に従って、資産の評価換えをし、または債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上または期限切れ欠損金の損金算入ができることとされます。

## (6) その他の見直し

## 1) 債務免除等があった場合における青色欠損金等の控除

民事再生等による債務免除等があった場合で、青色欠損金等の控除前の所得金額が債務免除益相当額を超える場合には、会社更生の場合との整合性を確保するため、期限切れ欠損金の損金算入額の見直しが行われ、民事再生等による債務免除等があった場合も、青色欠損金控除前所得金額が債務免除等相当額を超える場合は、当該超える金額について、欠損金の80%控除制限が課されることになりました。

上記の改正は、2013年4月1日以後に再生手続開始の決定等の事実が生ずる場合について適用されます。

## 2) 支配関係がある法人の間で適格合併等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度の見直し

支配関係がある法人の間で適格合併等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度における引継対象外未処理欠損金額の計算について、次の見直しが行われました(支配関係がある法人の間で適格組織再編成等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度におけるものとされる欠損金額の計算についても同様です)。

- ① 支配関係がある法人の間の適格合併等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人等とする一または二以上の特定適格組織再編成等が行われていた場合において、その一または二以上の特定適格組織再編成等により移転があった一定の資産のうちその適格合併等に係る被合併法人等が有することとなったものは、その法人が支配関係発生日において有するものとみなして、引継対象外未処理欠損金額を計算する。
- ② 支配関係がある法人の間の適格合併等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人とする一または二以上の適格合併が行われていた場合等において、その適格合併等に係る被合併法人等の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもののうちに、各特定支配関係法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額に相当する金額があるときは、その金額は引継対象外未処理欠損金額に加算する。なお、引継対象外未処理欠損金額に加算する金額について、特定支配関係法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時ににおける時価純資産価額によりその加算する金額の基礎となる金額を計算することができることとされます。

上記の改正は、2013年4月1日以後に他の法人との間に支配関係があることとなる法人に係る欠損金について適用されます。

3) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、法人が特定適格組織再編成等により移転を受けた資産のうち、支配関係法人がその特定適格組織再編成等の日以前2年以内に行われた関連法人を被合併法人等とする一または二以上の前特定適格組織再編成により移転があった一定の資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生前から有していたものがある場合には、その資産は、特定引継資産に該当することとされます(特定保有資産についても同様です)。なお、特定引継資産(特定保有資産)に該当することとなる資産について、関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時ににおける時価純資産価額によりその資産の譲渡等による損失の額を計算することができることとされます。

上記の改正は、2013年4月1日以後に他の法人との間に支配関係があることとなる法人に係る資産について適用されます。

4) 連結法人が連結子法人株式の譲渡を行う場合等の投資簿価修正額の見直し

連結法人が連結子法人株式の譲渡を行う場合等の投資簿価修正(連結子法人株式の帳簿価額の修正)について、改正前はその修正事由がみなし配当事由によるもの(連結子会社による自己株取得)である場合には、投資簿価修正額がゼロとされていました。改正により、連結子法人の利益積立金額の増減額がゼロを超えるとき、またはみなし配当の額があるときに投資簿価修正額がゼロとされることとされました。

上記の改正は、2010年10月1日以後のみなし配当の額が生ずる事由となる事由について適用されます。ただし、法人の選択により、2013年4月1日前に開始した事業年度については、従前どおりとすることができます。

5) 連結特定同族会社の留保金課税制度についての見直し

連結親法人が特定同族会社である場合には、連結法人の一定額を超える内部留保に対して留保金課税が行われます。改正前は、連結法人間の金銭配当、または適格現物分配が行われた場合に、現物分配に係る移転資産の価額を連結留保金額に含めずに計算することとされていました。改正により、連結法人間で適格現物分配が行われた場合にも、金銭配当の場合と同様に、現物分配に係る移転資産の価額を連結留保金額に含めることとされました。

$$\text{留保金課税額} = (\text{連結所得等の金額} - (\text{支払配当(注)} + \text{法人税等}) - \text{留保控除額}) \times \text{税率}$$

(注) 改正前は、連結グループ内の他の連結法人に支払った配当は除外されるが、適格現物分配による配当は除外されない扱いであったため、改正により除外されることとなりました。

上記の改正は、2013年4月1日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用されます。

6) 金融所得課税の一体化に係る所得税課税の見直し

法人が2016年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割が廃止されます。公社債等に係る所得税額控除の期間按分が廃止され、全額が控除されます。

## 2. 国際課税関連

### (1) 過大支払利子税制等の見直し

2012年度の税制改正により導入された過大支払利子税制が、2013年4月1日以後開始事業年度より適用となります。本制度には適用除外措置が設けられており、過大支払利子税制と過少資本税制の双方が適用となる場合には、重複適用排除に関する規定の見直しが行われ、過少資本税制が適用される場合は下記の適用除外制度の適用がないこととされます。

**【①または②に該当する場合の過大支払利子税制の適用除外】**

- ① その事業年度における関連者純支払利子等の額が1千万円以下であること
- ② その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額(注)の50%以下であること

(注)関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者において我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等は含まれません。

### (2) 外国税額控除制度適用における非課税国外所得に係る見直し

外国税額控除制度を適用する場合には、外国税額の控除限度額は下記の算式により求められます。国外所得金額の算定上、非課税国外所得の一定額が控除されます(2012年4月1日前開始事業年度では、非課税国外所得の3分の2、2012年4月1日から2014年3月31日までに開始する事業年度では、非課税国外所得の6分の5を控除)。

現行では、無税国に所在する特定外国子会社等に係る外国子会社合算税制の合算所得は「非課税国外所得」と扱われています。改正により、当該合算所得が本店所在地国以外の国で課税される場合には、非課税国外所得に該当しないこととされます。

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{当期の法人税の額} \times \text{当期の国外所得金額(非課税国外所得の一定額控除後の金額)}}{\text{当期の所得総額}}$$

上記の改正は、2013年4月1日以後に開始する事業年度の法人の所得の計算について適用されます。

### (3) 移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の見直し

現行では、わが国の独立企業間価格の算定方法は、基本3法(独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法)の他に、取引単位営業利益法と利益分割法(比較利益分割法、寄与度利益分割法、残余利益分割法)が認められています。OECD移転価格ガイドラインの改正を踏まえ、商社等の販売仲介業者等にとって有効な利益水準指標である、営業費用売上総利益率(いわゆるベリ一比)も認められることとなりました。

上記の改正は、2013年4月1日以後に開始する事業年度の法人の所得の計算について適用されます。

### (4) 上場株式等の配当等に係る租税条約の適用手続の見直し

上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の適用がある場合における租税条約の適用手続について、次の措置が講ぜられました。

- ① 支払の取扱者を通じて支払を受ける配当等につき条約の適用を受けようとする非居住者等は、非居住者等に関する事項を記載した条約届出書(以下「特例届出書」)を提出することができることとする。特例届出書は、配当等に関する事項の記載を要しないこととし、一定の場合には、3年ごとに提出することとする。
- ② 特例届出書を提出した非居住者等は、条約の適用を受ける配当等の支払を受ける都度、その支払を受ける日の前日までに、配当等に関する事項を支払の取扱者に通知しなければならないこととし、通知を受けた支払の取扱者は、当該配当等の交付をした日の属する月の翌月10日までに、配当等の金額およびその金額につき源泉徴収された所得税の額等を、光ディスク等に記録して当該支払の取扱者の所在地の所轄税務署長に送付しなければならないこととする。

上記の改正は、2014年1月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等について適用されます。

### 3. 個人所得税関連

#### (1) 所得税の最高税率の見直し

2015年分以後の所得税より、課税所得4,000万円超について45%の税率を設けることとされています。

課税所得	適用税率(注)
	改正後
～ 195万円	5%
195万円超～ 330万円	10%
330万円超～ 695万円	20%
695万円超～ 900万円	23%
900万円超～ 1,800万円	33%
1,800万円超～ 4,000万円	40%
4,000万円超	45%

(注)2013年分の所得から復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課されます。

#### (2) 金融所得課税の一体化に係る所得税課税の見直し

金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等および株式等に係る、2016年1月1日以後の所得に対する課税について見直しが行われます。

### 4. 間接税関連

#### (1) 土地の売買による所有権の移転の登記等に係る登録免許税の特例措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が2年延長されます。

移転理由	課税標準	税率	軽減税率
			改正案
売買による 所有権移転	不動産の価額	2%	1.5% (2015年3月31日まで)

株式会社企業再生支援機構法の改正に伴い、地域経済活性化支援機構(仮称)が金融機関等からの債権の買取りにより取得する不動産に関する権利の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、適用対象に一定の財団に関する権利を加えた上、その適用期限が5年延長されます。

## (2) 不動産の譲渡に関する印紙税の特例措置の延長

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限が5年延長され、2014年4月1日以後に作成される文書に係る税率が引き下げられます。

契約金額		現行(注1)	改正案(注2)
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超～50万円	100万円超～200万円	400円	200円
50万円超～100万円	200万円超～300万円	1,000円	500円
100万円超～500万円	300万円超～500万円	2,000円	1,000円
500万円超～1,000万円		10,000円	5,000円
1,000万円超～5,000万円		15,000円	10,000円
5,000万円超～1億円		45,000円	30,000円
1億円超～5億円		80,000円	60,000円
5億円超～10億円		180,000円	160,000円
10億円超～50億円		360,000円	320,000円
50億円超		540,000円	480,000円

(注1) 2014年3月31日までの間に作成されるもの

(注2) 2014年4月1日から2018年3月31日までの間に作成されるもの

## 5. 納税環境整備

2014年1月1日以後の期間に対応する、延滞税、利子税、還付加算金および延滞金等について、各年の特例基準割合(注)が7.3%に満たない場合には、以下の割合が適用されます。この結果、延滞税等の割合が現行の4%前後から2%前後に軽減されることとなります。

現行		改正案
延滞税・延滞金	年 14.6% 対応分	特例基準割合+年7.3%
	年 7.3% 対応分	特例基準割合+年1% (最大7.3%)
利子税	相続税・贈与税の利子税 (利子税<年7.3%の場合)	利子税の割合 X (特例基準割合/7.3%)
	上記以外の利子税	特例基準割合
還付加算金		特例基準割合

(注) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合



より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**税理士法人プライスウォーターハウスクーパース**

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表) <http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	鬼頭 朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	川崎 陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージング ディレクター	荒井 優美子	03-5251-2475	yumiko.arai@jp.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 470 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、世界 158 カ国 におよぶグローバルネットワークに 180,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2013 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。